

学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針 概要版

参考資料 1

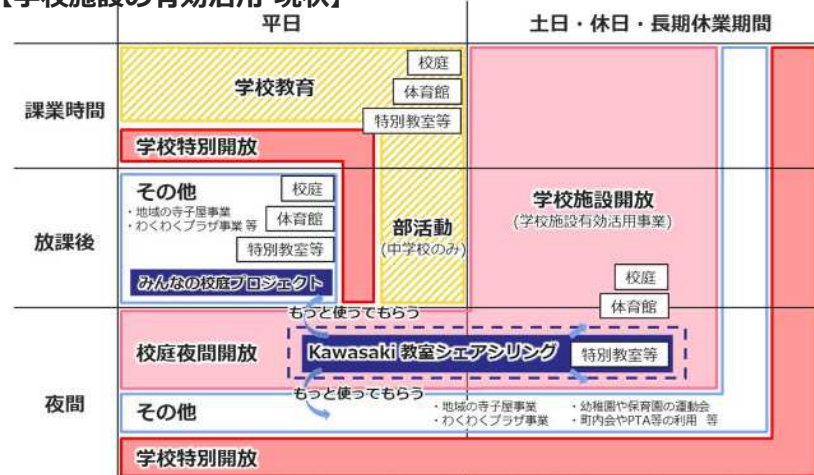
1 背景及び策定の目的

- 本市では、昭和39年度から、校庭、体育館、特別教室等の学校施設を、学校教育に支障のない範囲で市民に開放
- 学校施設は、学校教育のための目的施設であると同時に、地域における活動の拠点として、市民共有の貴重な財産
- 特別教室等の利用頻度が低いことから、これまでに新たな活用方法について、様々な取組を実施
- より多くの市民が学校施設を有効に活用するための、今後の取組の方向性等を示すことを目的として定める。

2 学校施設有効活用の現状

- 本市では、社会状況の変化や市民からの要望等を踏まえながら、学校施設の有効活用に向けた取組を進めてきた。

【学校施設の有効活用 現状】



【学校施設開放の運営体制】

- 各学校に町内会やPTA、青少年団体等の地域住民を中心に構成された学校施設開放運営委員会を設置
- 書類の管理・集計、施設管理、利用者への指導、利用調整が主な業務
- 学校と利用者の顔の見える関係が構築され、円滑な運営だけでなく、子どもたちの安全確保といった効果



3 学校施設の有効活用に係るニーズ等の調査

市民アンケート

- 利用ニーズの把握や新たな利用方法の掘り起こし等を目的として、令和4年7月～8月に、個人及び団体向けに実施

寄せられた主な意見

- 4割以上の方が「学校施設が開放されていることを知らなかった」
- 一方で、約7割の方が「特別教室等を今後利用してみたい」
- 利用手続の簡素化や予約状況の可視化を求める声が多数

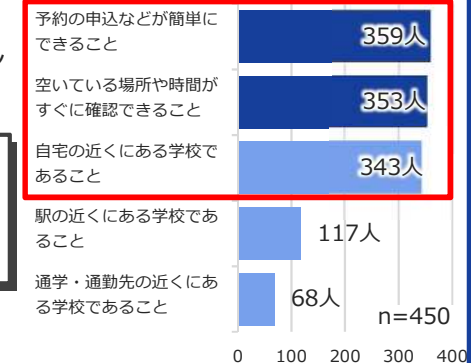
ワークショップ

- アンケート回答者を主な対象に、特別教室等の新たな利用方法の掘り起こし等を目的として、ワークショップを開催

ワークショップで出た主な意見

- 子どもたちが体験・学習できるような場に。
 - 学校と地域のつながりが深まるような使い方に。
 - 学校に負担がかからないように。
 - 展示作品等から、個人が特定されないか心配
- 学校施設の使い方
地域との関わり方
教職員の負担
セキュリティ

Q. 特別教室等を利用するとしたら必要だと思う条件はどれですか？(複数回答可)



地域に利用してもらうための様々な取組

01 地域のNPOと連携した体験講座の実施

- 特別教室等を気軽に利用できることを周知するために、地域で活動するNPO法人と連携し、子どもを対象とした体験講座を、東小倉小学校で実施
- 上記取組をきっかけに、令和5年夏にも体験講座を実施

02 お試し開放イベントの実施

- 令和5年1月～2月に、小学校3校でイベントを実施
- 参加者が新たに地元の学校を利用するきっかけに。



事例1 東小倉小



本取組をきっかけに、引き続き同校を利用

事例2 川崎小→新城小



お試し開放をきっかけに、地元の学校を利用

学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針 概要版

4 学校施設の更なる有効活用に向けた検証

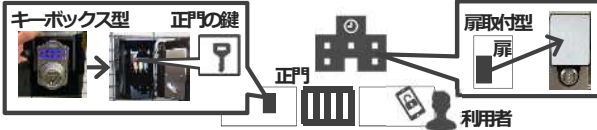
実証実験の実施

検証課題

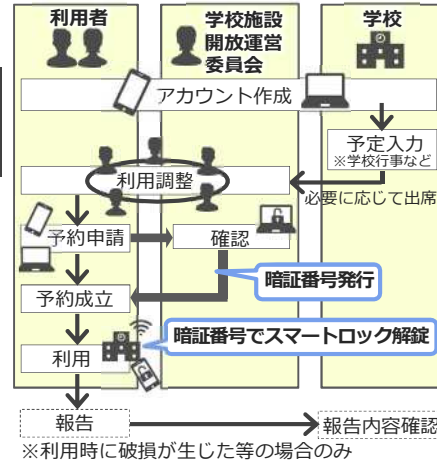
- 利用手の簡素化及び予約状況の可視化
- 鍵の受け渡しに伴う負担及びリスクの低減

民間提案制度を活用した予約システム及びスマートロックの導入に向けた実証実験を実施

【スマートロック機器の取付事例：高津小の場合】



【予約システム等による利用手の流れ】



サウンディング型市場調査の実施

- 実証実験の実施状況等を踏まえ、予約システム及びスマートロックの導入の可能性等を調査するため、令和5年7月に5事業者と個別対話を実施

検証結果

利用者等から寄せられた主な意見や要望

- 予約システムについて
 - ・ 書類記入や学校への提出、管理や集計作業がなくなり、負担が軽減
 - ・ 利用者からのスケジュール等の問合せが減り、教職員の負担が軽減
 - ・ 毎年の団体登録や使用料の支払いも電子化してほしい。→ 課題
- スマートロックについて
 - ・ 暗証番号を共有することで、遅れてきた人も自分で解錠できて便利
 - ・ 学校施設開放運営委員会による鍵管理等の負担がなくなった。
 - ・ 夜間や土日等にトラブルが発生した時に対応できる窓口が必要→ 課題
- その他
 - ・ 誰が学校を利用しているのか把握できるよう、学校施設開放運営委員会のような顔の見える関係が構築できる仕組みは残してほしい。→ 課題

- 申請や決済等の手続をできる限り電子化 ⇒ 誰もが利用しやすい仕組み
- スマートロック導入による負担やリスク低減を図るとともに、相談窓口の設置を検討 ⇒ 誰もが安心して利用できる仕組み

5 今後の取組の方向性

基本コンセプト

01 もっと使ってもらう

- 市民が使える場（選択肢）をできる限り増やす。
- 学校施設が使えることを市民に知ってもらう。
⇒ わかりやすい情報を発信する必要

使ってみようと思ったとしても、手続等が面倒だと利用には踏み出せない。

02 使いやすくする

- 利用手続や鍵の受け渡しといった負担をできる限り軽減する。
⇒ 予約システムやスマートロックといったICTを活用する必要

少子高齢化の更なる進展といった社会状況の変化を踏まえる。

03 みんなで使う

- 学校施設の更なる有効活用を持続可能なものとする。
⇒ 一部の地域の方や学校に依存しない仕組みづくりが必要



もっと使ってもらうための取組（ソフト面）

取組1 情報発信の強化

- わかりやすいパンフレットを作成するほか、ホームページや市政だより等の各種広報媒体ツールを有効的かつ効果的に活用

↓ 市民にきちんと届くためには、その情報がわかりやすいものであることが重要

- 学校施設を利用する際の制度や手続をできる限り整理・統合
- 使いたい市民と使える学校施設のマッチング等の支援

取組2 特別教室等の開放拡大

- 基準を満たしている特別教室等のうち、特別活動室や多目的室、武道場等の、市民利用に対応しやすい施設を当面の対象として、順次開放を拡大

特別教室等を開放するに当たっての基準

- ・ 特別教室等までの動線が独立（職員室や普通教室から分離）している。
- ・ 動線内に利用可能なトイレがある。
- ・ 直近で普通教室等に転用する可能性がない。



学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針 概要版

使いやすいするための取組（ハード面）

取組1 予約システムの導入

- 情報セキュリティ対策や運用方法の見直し等に留意した上で、クラウド型の予約システムを導入
- 導入当初は運営支援として、一定期間、サポート体制を構築

【オンプレミス型とクラウド型の主な特徴】

	川崎市 システム 保有、運用 オンプレミス型 サーバー等を市が保有し、運用するタイプ 代表例：ふれあいネット※	ベンダー システム 利用 クラウド型 ベンダーがオンライン上で提供するサービスを、市がインターネットを通じて利用するタイプ
費用面等	・機器・設置場所代等の初期費用が必要 ・一定の導入期間が必要 ・機器の運用・保守に伴う費用が必要	・初期費用が基本的に不要、スペース不要 ・短期間での導入が可能 ・各種費用は月額サービス料に含まれる。
運用面	・運用に合わせたカスタマイズが可能 ⇒費用は別途必要	・独自運用に合わせたカスタマイズが困難 ⇒運用の見直しが必要となる場合がある
安全面	・専用回線のみログインが可能 ・独自のセキュリティ対策が可能	・IDとPWがあればどこでもログインが可能 ・セキュリティ対策はベンダーが対応

※ 全ての開放施設をふれあいネットに組み込むためには、前提条件の整理が必要となるだけでなく、設計や改修に要する期間が長期にわたるとともに、多額の費用が必要になることが想定される。

取組2 スマートロックの導入

- まずはキーボックス型を各学校に1つ設置し、物理鍵を可能な範囲で集約
- 校舎内に立ち入る必要がある一部の体育館や特別教室等については、扉取付型を設置、又は別のキーボックス型を設置し、物理鍵を格納（紛失リスクの低減）

【スマートロック機器の比較】※実証実験の検証結果より

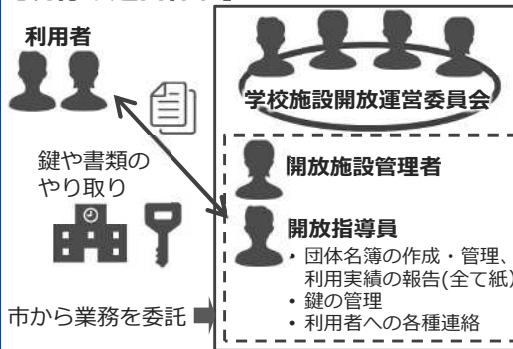
	電気錠型	扉取付型	キーボックス型
費用面等	・扉1つにつき1つのスマートロックが必要 ・配線工事必要→コスト高	・扉1つにつき1つのスマートロックが必要	・1つのスマートロックで複数扉への対応が可能 ⇒設置コスト低
安全面	・物理鍵の紛失リスク無	・物理鍵の紛失リスク無	・物理鍵の紛失リスク有
設置可能場所	・屋外の扉や自動ドア等	・屋内の開き戸に限定	・屋内外の凹凸のない壁

みんなで使うための取組（仕組み）

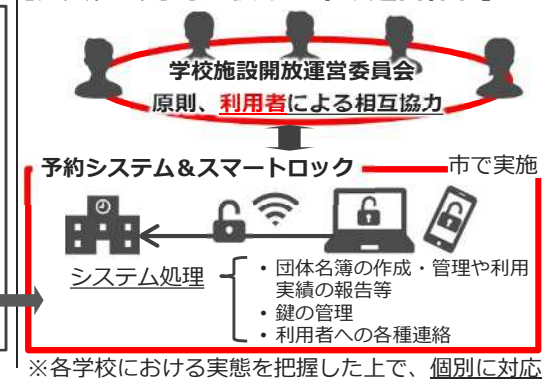
取組1 運営体制等の見直し

- 顔の見える関係の構築は引き続き必要であるため、学校施設開放運営委員会を基本とした運営体制を継続しつつ、現状の業務委託を見直す。
- 利用者による相互協力を前提とした仕組みへ順次移行

【現行の運営体制】



【システム等導入後の基本の運営体制】



6 受益者負担の考え方

現状と見直しの方向性

開放施設	現状の使用料
体育館	平成21年度包括外部監査結果に伴う措置として、平成26年度から、体育館内の照明及びトイレの使用に伴う光熱水費実費相当分等を基に、使用料を設定。金額は学校ごとに設定
校庭（昼間） 特別教室等	体育館と比較して電気の使用量が少なく、徴収した場合の経費が上回る等の理由から、使用料を設定していない。
校庭（夜間）	校庭の夜間利用者のみによる使用のため、夜間照明の使用に伴う電気料実費相当分等を基に、使用料を設定。金額は一律に設定
特別開放施設	市民館等と同様に、幅広い市民の利用に対応できる施設であることから、近傍同種の施設の使用料を基に、施設ごとに使用料を設定

- 開放施設ごとに使用料設定の考え方に差異がある。
- 使用料設定後に「使用料・手数料の設定基準」が策定（H26.7）され、かつこの間、見直しがされていない。

全庁的な考え方に基づき、今後の使用料設定の考え方を見直す必要

学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針 概要版

原価算定の対象経費

公の施設の使用料 原価算定の対象経費 — 「使用料・手数料の設定基準（H26.7策定）」より
イニシャルコスト（施設の建設費やシステム導入費等）
 +
ランニングコスト（人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費等）

市民利用を目的として設置された施設（市民館やスポーツセンター等）と、学校教育の運営を目的として設置された学校施設では、その性質が大きく異なることから、原価算定の対象経費の範囲を独自に精査する必要

【対象経費の範囲】

	学校施設	照明、空調、水道	予約システム等
イニシャルコスト	施設開放実施にかかわらず、建設費等は必要 ⇒ 対象外	施設開放実施にかかわらず、環境整備は必要 ⇒ 対象外	施設開放の環境整備のために必要な経費 ⇒ 対象
ランニングコスト	学校教育の運営経費（人件費・物件費） ⇒ 対象外	施設開放実施時のみに発生する経費（光熱水費） ⇒ 対象	施設開放の運用のために必要な経費（維持管理費） ⇒ 対象

受益者負担と公費負担の割合

公の施設の使用料 標準的な負担割合 — 「使用料・手数料の設定基準（H26.7策定）」より
 施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、「**基礎的・選択的（公共関与の必要性）**」及び「**市場的・非市場的（収益性）**」の要素を基に、受益者負担と公費負担の標準的な割合を決定

サービスの内容が類似する「教育文化会館・市民館等」の負担割合を参考にする。

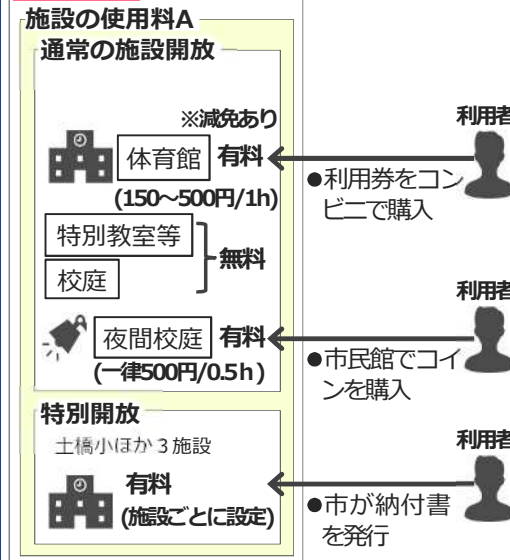
今後の使用料設定の考え方

- 開放施設の利用に伴う受益は、施設の種類によって異なるものではない。
- 今後は、電子決済機能の導入等による徴収経費の低減が見込まれる。
- 公平性・公正性の確保の観点から、これまで無料としていた開放施設も含めて見直し、**全ての開放施設に対して使用料を設定**
- 具体的な使用料の金額は、対象経費算出後、他自治体の同種・類似の施設・行政サービスにおける使用料の状況等も踏まえながら、負担割合を決定した上で算定

今後の使用料設定のイメージ

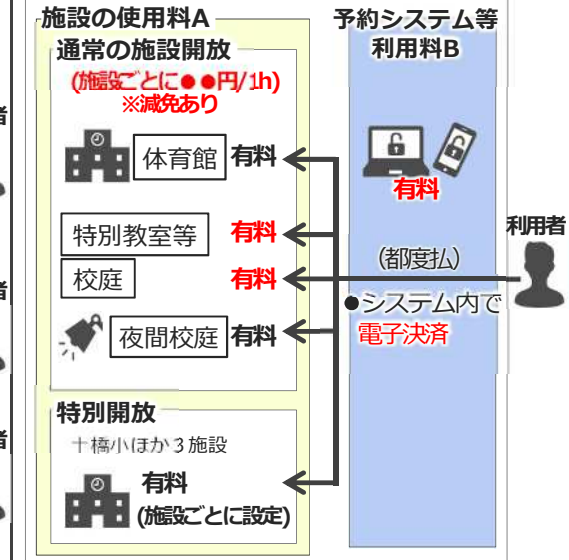
【現在の使用料】

使用料 = A



【システム等導入後の使用料】

使用料 = A + B



7 今後のスケジュール

- 令和7年度からの全校での予約システム及びスマートロックの運用開始を目指すとともに、新たな使用料も令和7年度からの開始に向けて取組を進めていく。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度～
ソフト面	制度や手続の整理	制度や手続の段階的な統合				
		使いたい市民と使える学校のマッチング支援				
		特別教室等の開放拡大				
ハード面	● 事業者選定	予約システム及びスマートロックによる運用				
	システム構築等	システム更新等の検討				
仕組み	実態調査	● 市民向け説明会開催（各区）				
		運営体制の移行に向けた段階的な支援				
		● 移行完了				
使用料	使用料見直し規則改正等	● 新たな使用料制度の開始				
		使用料見直しの検討				